

## 食料の安定供給や農業・農村の

多面的機能を發揮する

「水」「土」「里」を次世代へ而も継ぐ

て適宜見直され、その方向に沿った営農形態の変化や農作業機械の開発、新たな技術の導入などに伴い、農業者が求める土地改良の整備水準も多様化、高度化して「整備」「管理」「再整備(更新)」を繰り返すことから、土地改良はエンジニアとされる所以あります。

北海道土地改良事業団体連合会（みどり水里ネット北海道）

専務理事 前山啓二

### はじめに

心な食料を供給するにむけ、農家所得の確保や広く国民の暮らしを支える多面的機能の発揮に大きく貢献しています。

### 設立経過

土地改良事業（農業農村整備事業等）は、「水と土」、すなわち、農地や農業用水、農業水利施設等の生産基盤を整備し、農業生産性の向上や営農条件の改善等を通じて、国民に安全・安

土地改良事業で整備した農地や農業水利施設等の機能は、日々の経過とともに低下、劣化し、その機能維持のためには継続的な管理が必要となります。また、農業政策は社会の変化に対応し

本会は、食糧増産という戦中・戦後の国策に沿って、北海道における土地改良事業の推進に参画した北海道土地改良区連合会をはじめとする北海道国営事業推進協議会や北海道補助事業推進協議会、

軌道客土推進協議会等の六団体が、昭和二七年に事業促進のための統合組織として結成した北海道土地改良協会を前身としている。

### 昭和三一年の土地改良法の改正で「土

地改良事業団体連合会」に関する規定が盛り込まれ、解散、再編という変遷をして、昭和三三年三月一五日に設立の認可（農林省指令第一〇八五号）を得、同年四月一日に北海道土地改良事業団体連合会が創設され、今日に至っています。

### 目的と性格

土地改良法では、「土地改良事業団体連合会（以下「連合会」といふ。）は、土地改良事業を行う者（国、道及び土地改良法第九五条第一項の規定により土地改良事業を行つ同法第三条に規定する資格を有する者を除く）の協同組織によつて、

土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする」（本会定款第一条、土地改良法第一一一条の一）と定めています。

また、本会は、特別法である土地改良法に基づき設立された団体で、「連合会は、法人とする」（土地改良法第一一一条の二）と規定されています。その法律的性格は、目的、事業内容、設立手続き等に見られるように公益的色彩を強く有する団体であり、土地改良法に定めるとおりのところ設立が認められた公法人（法人法人）です。また、「當利を目的としないこと」（土地改良法第一一一条の四）と定めた非営利法人で、税法上（法人税法、所得税法、印紙税法）は公益法人等と規定されています。

### 事業概要

本会が行う事業は定款第四条で次のようく定められています。

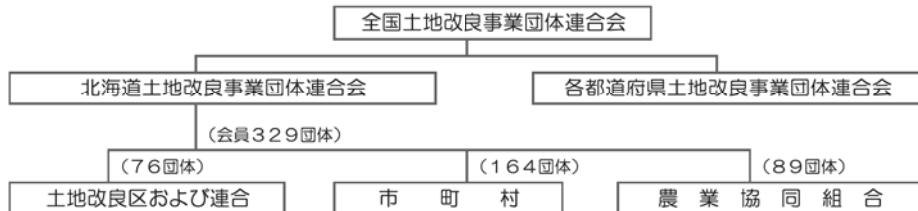
- ①会員の行う土地改良事業（土地改良事業に附帯する事業を含む。以下同じ。）に関する技術的な指導その他
- ②土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- ③土地改良事業に関する調査及び研究
- ④国又は道の行う土地改良事業に対する協力

### 構成と組織機構

本会は、土地改良区及び土地改良区連合（七六団体）、市町村（一六四団体）、農業協同組合（八九団体）の計三二九団体で構成されています（図1参照）。

## 構成

本会は、土地改良区および土地改良区連合（76団体）、市町村（164団体）、農業協同組合（89団体）の計329会員で構成されています。（平成27年4月1日現在）



## 組織機構

運営組織は次のとおりです。

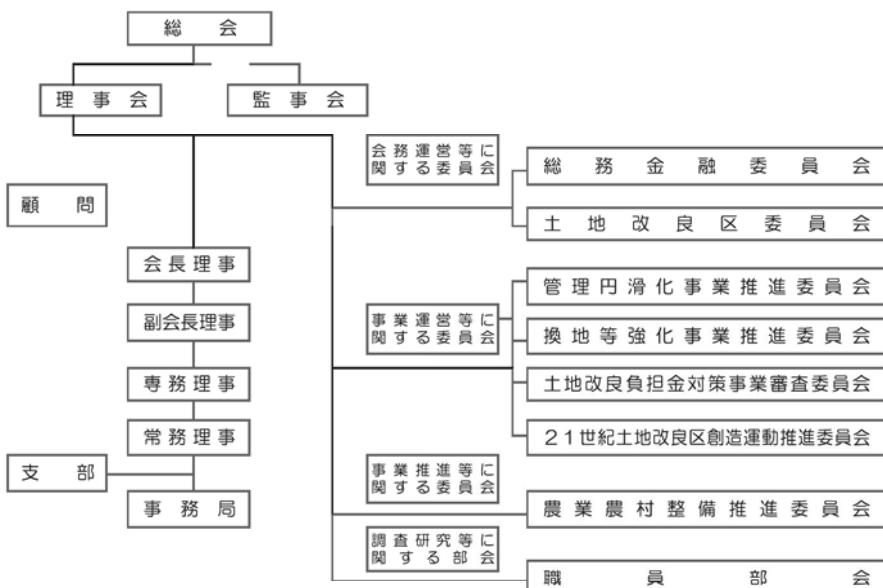


図1 構成・組織機構

## ⑤会員の行う土地改良関係事業の金融改善

⑥前各号に掲げる事業のほか、第一条の目的を達成するために必要なその他の事業  
本会が行っている代表的な事業について紹介します。

### 一・土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助及び協力

(前記①・④)

#### (一) 技術援助及び技術協力事業

会員及び国や道が行う土地改良事業は、農地や農業水利施設などの生産基盤を長期間に亘って整備する事業です。整備に当たっては、各段階（計画樹立や実施設計、工事施工）で受益者（農業者）や管理者（土地改良区等）の意向を十分に確認して、多くの受益者の合意の下で進め必要があります。そのため、土地改良

表1 技術職員の有資格者数

博士（学術）	1名	土地改良換地士	4名
技術士（総合技術管理）	2名	土地改良専門技術者	18名
//（農業）	9名	ダム管理主任技術者	6名
技術士補	41名	二級管工事施工管理技士	1名
RCCM	1名	一級建築士	1名
一級土木施工管理技士	62名	二級建築士	2名
二級土木施工管理技士	5名	基本情報技術者	2名
測量士	27名	情報セキュリティアドミニストレータ	2名
測量士補	19名	初級アドミニストレータ	4名
浄化槽技術管理者	7名	農業農村地理情報システム	1名
浄化槽管理者	14名	その他	若干名
浄化槽設備士	1名		

事業を効率的・効果的に実施するために  
は、農業土木技術を有し、土地改良事業  
に精通した本会技術者（表1参照）によ  
る技術援助や技術協力が求められています。

主な事業としては、会員の行う土地改  
良事業の実施計画策定業務などの技術援  
助や、国や道の行う土地改良事業に係る  
計画樹立や調査設計業務などの技術協力、  
そして会員及び国や道が行う土地改良事  
業の施工管理業務の技術援助・技術協力  
等です。

また、会員からの要請に基づき、技術  
者を出向させる技術援助も行っています。

払推進協議会の事務局として、本道農業  
の多面的機能の維持・発揮を図るために  
取り組む、地域共同による農用地、水路、  
農道等の地域資源及び農村環境の保全活  
動並びに農業用用排水路等の施設の長寿  
化のための活動や、中山間地域等の条  
件不利地域における農業生産活動の継続  
的な実施のための活動の推進・指導等の  
業務を行っています。

また、本年度からは、多面的機能支払  
及び中山間地域等直接支払に取組む活動  
組織等が行う施設の維持管理等の保全情  
報を蓄積することで、申請・確認・報告  
等の事務、活動計画の見直し、地域資源  
保全管理構想の策定及び事業評価等を支  
援することを目的に、関係市町村等と連  
携を図りながら、農地や施設等の資源情  
報データベースの構築に向け、北海道地  
域資源保全情報のデータ蓄積・整備を進  
めています。

(1) 北海道日本型直接支払  
推進協議会事務局業務  
本会は、本道における日本型直接支払  
制度の円滑かつ着実な推進を図るため、  
その推進母体である北海道日本型直接支

## 北海道における活動事例（多面的機能支払）



地域共同による水路の土砂上げ



地域共同による水路の草刈り



地域共同による水路の目地補修



子供たちとの生き物調査

水土里情報は、形状や位置等の図形の情報の他、農地では所有や耕作、基盤整

■水土里情報システム運用事業  
水土里情報システムは、農地や水利施設等に関する地図情報（＝水土里情報）を地域単位で共有化し相互利用を図るために仕組み（地図情報システム＝G-S）です。

今後、農業者の高齢化や農村人口の減少などにより、地域の共同活動によって支えられてきた農業・農村の多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、その対応のための地域支援策である多面的機能支払と中山間地域等直接支払の活用により、道内のように多くの地域において、地域の農業・農村の振興が図られるよう、積極的な普及推進に取り組んで行っています。

### (II) 水土里情報センター事業

備の履歴等の文字の情報を、水利施設等

では名称や構造諸元、整備や補修の履歴等の文字の情報を一体的に、地図上に展開し管理運用するための電子情報であり、

图形情報と一部の基本的文字情報のほか背景用の航空写真画像や地図画像と一緒にデータベース（電子情報の集合体）化されております。

本会では、水土里情報システムの運用管理を実施し、この地図情報データベースを、農地や施設の管理の他多面的機能支払への取組み等、幅広くまた有効に活用するための支援を行っています。

水土里情報システムは、インターネットを介してクラウドセンターに構築したGISと地図情報データベースを利用する仕組みのため、インターネット接続が可能なPCがあれば水土里情報の利活用を開始出来ます。また、個別のPCやタブレット形端末での利活用を図るための

サブシステムのほか、各種台帳の管理や賦課金処理など、特定の業務に特化した

支援ツールの提供も行っています。

なお、『水土里情報システム』は、八道県の土地連で共同運用していますが、機器設備の耐用年限やライセンスの有効期限を迎えたため、今年度、新たなシステムへ全面更新し、操作性や処理速度の改善と向上を図っています。



Webブラウザ上で稼動

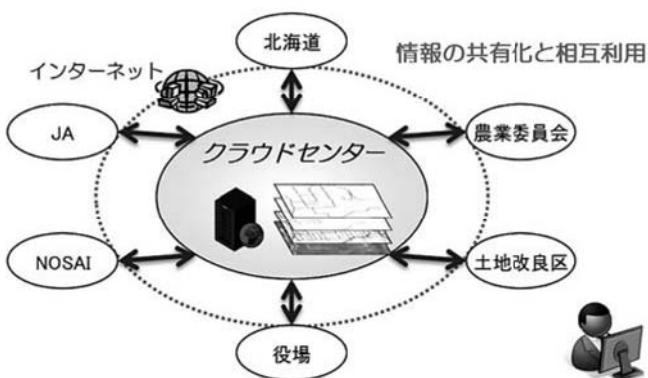
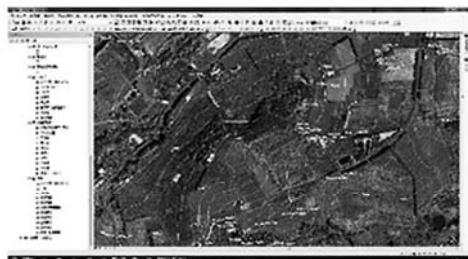


図2 水土里情報システム

### ■水土里情報活用支援事業

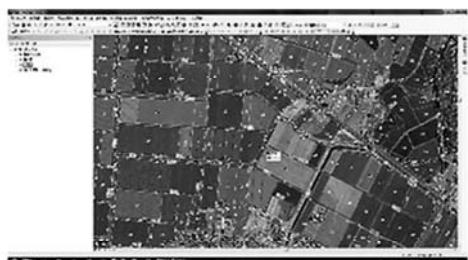
地域農業の競争力強化や農地・施設等の適正な保全管理等に向け、水土里情報を利用した農業水利施設等の管理システムの構築や更新、維持管理計画に係る関係書類等の策定、水利権の更新、地域資源の保全対策等への支援を行っています。



樹園地内パイプラインの管理



用水系統（水掛け）の管理



耕作者（受益者）の管理

## 二 土地改良事業に関する教育及び情報の提供

### ■ 農業土木技術者技術向上支援

近年、会員においては、厳しい組織運営の下で土地改良に精通した技術者が不足し土地改良事業の現場に他分野の技術者や未経験職員を配置するなど、限られた人的資源の中で技術者確保に苦慮しています。このため、本会では会員の技術

者一人一人が目標とする技術レベルなどを把握し体系的な研修のあり方を検証し、技術者育成に取り組むことになりました。

そして、平成二十六年度に会員等の農業土木技術者の資質及び技術力の向上を目的とした「農業土木技術者育成講座」（以下「育成講座」といふ）を開設しました。

### 三 土地改良事業に関する調査研究

#### ■ 農業水利施設を活用した小水力発電の調査研究

育成講座では農業土木の基礎的な技術や知識を体系的に学ぶとともに、土地改良事業に求められる実践的な技術を習得することができます。このため、本会では会員の技術

るカリキュラムとしております。なお、

受講者には年齢や経験に応じて講義を選択できる仕組みとしており、毎月一日間の講義を七回（九月から翌二月）、計一四日間の講義を受けらるります。

受講者は二十六年度一一名、本年度は一二名が受講していますが、一八年度までの三年間で約七十名程度の技術者を育成する計画です。受講者には、本育成講座で

身に付けた農業土木技術を活かして、将来は会員の中心的な技術者として、土地改良事業の現場で活躍されたいことを期待しております。

可能となりました。本道においては農業水利権の期間が短いことや導入実績がないことなどから、投資に見合つ売電収入が得られるかが課題となっていました。こうした中、平成二四年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入されたのを契機に、平成一五年三月に情報の収集や共有、課題の検討などを目的として、土地改良施設を管理する土地改良区、市町村、北海道及び本会で構成する「北海道農業水利施設小水力発電推進協議会」を設立し、北海道と本会が事務局を担当しています。協議会では地方研修の指導者育成のために事務局職員を中央研修（主催・全国土地改良事業団体連合会）に派遣するじきものに、現地視察を組み合わせた地方研修会を年一回実施しています。

#### 四．土地改良事業関係の金融改善

##### ■ 土地改良負担金対策事業

土地改良事業の多くは、受益農家や市町村が事業の一部を負担する制度となっていますが、こうした土地改良負担金を円滑に償還するために、国は負担軽減対策として、以下の「農家負担金軽減支援対策事業」を行っています。

ピーチ時の年償還額が一定以上の地区について償還の平準化を図るために借り入れた資金に対し、利子補給する「土地改良負担金償還平準化事業（利子補給）」

#### 五．本会の事業目的を達成するため必要なその他の事業

TPP交渉の大筋合意を踏まえ、国は「総合的なTPP関連政策大綱」を取りまとめ、「攻めの農林水産業への転換（体质強化策）」を打ち出しました。そして次世代を担う経営感覚に優れた若い手を育成するため、農地の大区画化・汎用化を促進する」としています。大規模で專業的な農業が展開されている北海道農業が今後とも持続的に発展し、地域の活力を支えながら国民への食料の安定供

業（利子助成）」等、農家の負担軽減に対する各種対策が講じられています。

本会として申請主体である市町村や土地改良区の申請に基づき、道や国、全国

土地改良事業団体連合会と連携しながら、支援計画の認定協議や借入申請などの手続きを行ってあります。

給を通じて我が国の食料自給率向上に貢献していくためには、土地改良事業を計画的かつ着実に実施する必要があつます。一方、土地改良事業予算は、平成二一年の大削減以来、着実に回復傾向にあるものの地域の整備要望に十分に応える規模には至つておらず、毎年度、補正予算に頼らざるを得ないのが実情です。土地改良事業は長期に亘つて実施されることから、事前に受益者間で整備計画（年度別整備箇所や全体工期など）について綿密な打ち合わせを行い、その計画に基づいて毎年、當農計画を立て當農を行つています。しかしながら、補正予算は毎年の経済状況などが反映されるため、その動向は予想し難く、不安定な予算規模によつては整備計画の変更を余儀なくされることがあります。その結果、受益者が予定していた整備計画も當農計画も変更する羽目になります。いづした計画の変更是受益

者の整備意欲にも影響を及ぼすことがあります。受益者が整備意欲を失つといつても、安心して當農を続けるためには、土地改良事業を計画的に進めるための安定した事業予算の確保が不可欠であります。このため、本会としては土地改良予算が安定的に確保され、農業者が望む地域の特性に応じた生産基盤の整備が計画的に実施されるよう、会員はもとより関係機関・団体と連携しながら、国等に対しうるべて必要な財源確保を要請をして参ります。

また、農業生産を通じて農業の持つ多面的機能の維持・發揮を図るうえ、自然豊かな環境を保全し、安らぎの場の提供や文化の伝承など、地方の活力を生み出す「地方創生の取組み」の施策と連携して豊かな農村を構築することが期待されています。

## おわりに

世界の食料需給のバランスの下、日本の食料安全保障の観点から、国民に安全・安心な食料を安定的に供給するためには、不測の事態に備えて一定の生産力を将来に亘つて確保するうことが重要であります。

土地改良事業の実施を契機として北海道農業の競争力の強化とともに、地域の共同活動を支援する日本型直接支払制度の活用などによる北海道農業・農村が持続的に発展するよう支援して参ります。